

フルハーネス型墜落制止用器具（旧・安全帯）

安全衛生特別教育のご案内

4月12日(日)午前9時～16時

三重建労名張支部

当組合では、労働安全衛生法に基づき、法改正による「墜落制止用器具」の特別教育を行います。希望者は別紙（当組合指定の用紙）に必要事項を記入の上、期間内に申し込んで下さい。

令和2年3月

○ 受講対象者		
・満18歳以上の者 ・墜落の危険のある作業のうち、「特に危険性の高い業務」を行う労働者 ※、「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の個所において、作業床を設けることが困難な場合、でフルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。		
○ 講習科目（※カリキュラムの内容により講習時間や順序が変更する場合があります。）		
日程	9：00～12：00	13：00～16：00
4/12	・作業に関する知識 ・墜落制止用器具に関する知識・関係法令	・労働災害の防止に関する知識 ・墜落制止用器具の使用手法等 ・関係法令

○ 講習開催地及び日程

(1) 講習開催地（予定）※人数により変更になる可能性があります。受講票で確認いただきます。

三重県名張市西原町2590-50

三重県建設労働組合名張支部会館 2階会議室

(2) 日程 2020年4月12日（日） 午前9時から午後4時

○ 受講料 6,000円（テキスト代含む）

※但し、建労組合員外は8,000円

一度納入いただいた受講料は、受講されなかった場合でも原則としてお返しできません。申込書に添えて納付して下さい。

○ 定員 30名（定員になり次第締め切ります）

○ 申込み書類

(1) 受講申込書（当組合で配布）

(2) 印鑑（認印）、受講料、写真2枚（横2.5cm×縦3.0cm）

○ 申込受付期間 2020年4月3日迄に組合まで

○ 申込書提出と問合せ先

支部組合窓口まで受講料を添えて申込み下さい。